

福井県高校生奨学給付金について

県では、学費支援のため、返還の必要のない給付金事業を行っています。

1. 給付を受けることができる方

平成31年7月1日現在で、以下の①、②のすべてに該当する保護者です。

① 平成27年4月以降に高校に入学した生徒がいる保護者

② 福井県に居住し、かつ福井県に住民票があり、平成31年度の保護者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が0円（非課税）の保護者

※平成27年4月以降に入学した高校生1名に対し、保護者1名が給付を受けることができます。

（対象高校生が2名いる場合、同一の保護者が2名分申請し、2名分の給付を受けることができます。）


※特別支援学校高等部または児童養護施設に入所されている生徒に対しては、この給付金とは別の制度で学費支援を行うため、対象外となります。

2. 給付(予定)額 (お子さんが県立高校生・国立高専生の場合)

世帯状況	給付額(年額)
生活保護受給世帯【全日制・定時制・通信制】	32,300円
非課税世帯【全日制・定時制】(第1子)	82,700円
非課税世帯【全日制・定時制】(第2子以降) ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	129,700円
非課税世帯【通信制】	36,500円

※記載の給付額は、平成31年度予定額です。

※世帯構成パターン(全日制・定時制の場合)

	高校生 (新1年生)	高校生 (新2年生)	高校生 (新3年生)	23歳未満	23歳以上
世帯A	 第3子 129,700円	 第2子 129,700円	 第1子 82,700円		
世帯B	 第2子 82,700円				 第1子
世帯C	 第2子 82,700円			 第1子 ※扶養されていない	
世帯D	 第2子 129,700円			 第1子 ※扶養されている	

※給付対象者のうち、全日制・定時制に兄弟がおり、かつ、通信制に弟妹がいる世帯については、全日制・定時制のお子さんの給付額は129,700円、通信制のお子さんの給付額は36,500円となります。

3. 申請の手続き、支給のスケジュール

給付金の支給を受けるためには、申請が必要です。

- ・申請手続きは6月頃以降に行っていただく予定です。
- ・給付金の支給は、年額をまとめて秋頃に支給する予定です。

※詳しくは、あらためてお知らせします。

※金額や支給時期については、今後変更となる場合があります。

問い合わせ窓口：
福井県教育庁高校教育課 給付金担当
TEL : 0776-20-0568(直通)